

# 知的財産権紛争における 訴訟手続に代わる紛争解決手段

——適切な選択を目指して——

神 田 秀 斗\*  
河 部 康 弘\*\*

**抄 録** 我が国における知的財産を巡る紛争の解決方法としては、当事者同士の交渉以外は、そのほとんどが訴訟手続（訴訟内で和解によって解決する場合を含む。）によって解決されているのが現状である。しかし、訴訟以外にも、選択し得る手続は存在する。現状の取扱件数は少ないとしても、訴訟とは異なる特色があり、本稿では、訴訟以外の手続として、日本知的財産仲裁センターにおける手続、特許庁における判定、最近制度が始まった知財調停の各手続を概観し、その利用の可能性を検討する。

現状、訴訟以外の紛争解決手段の利用頻度・実績はそこまで多くないのが現状ではあるが、その長所及び短所（審理期間、拘束性の有無、費用、代理の方法等）を正確に理解した上で、適切に選択することができれば、訴訟までのいわば「強い」手続を利用せずとも、紛争を適切に解決できる可能性がある。

## 目 次

- はじめに
- 概要（ADR・特許庁判定・知財調停について）
- ADRについて
  - 調 停
  - 仲 裁
  - センター判定（単独・双方）
- 特許庁判定について
  - 運用実績
  - 特徴（長所）
  - 短 所
  - 今後の展望
- 知財調停について
  - 運用実績
  - 特徴（長所）
  - 短 所
  - 今後の展望—日本知的財産仲裁センターの調停と比較して
- おわりに

## 1. はじめに

知的財産権に関する紛争が発生した場合、これを解決する手段としてまず真っ先に思い浮かべるのは、裁判所における訴訟手続であろう。

しかし、紛争は、必ずしも完全に敵対する当事者関係においてのみ発生するわけではない。知的財産権が絡む紛争の場合、職務発明対価請求事件やいわゆる個人発明家の紛争を除き、企業対企業の紛争が多いと考えられるため、例えば取引関係（友好関係）にある企業同士の紛争も十分に考えられる。

そのような場合において、訴訟といういわば「強力な」手段を用いることを躊躇する企業も少なくない。本稿は、「訴訟手続に代わる紛争

\* 弁護士 Hideto KANDA

\*\* 弁護士 Yasuhiro KAWABE

解決手段」を紹介するものであるため、知的財産権訴訟手続の特徴は紹介しないが、後述するADR等の裏返しとして、我が国において「訴える」ことに対するイメージ、訴訟手続に要する時間、判決が公開されることの種々のインパクト等を重視して、取引先への訴訟提起を控える企業も少なくない。最近、素材メーカーが「お客様」である自動車メーカーに対し特許権侵害訴訟を提起したことがあれだけの驚きをもって受け入れられたのも、金額もさることながら、我が国において「お客様を訴える」ということがどれだけタブー視されてきたかを示すものであると考えられる。

また、企業によっては、訴訟となると、法務部の相談から取締役会決議を経て、代表取締役の承認まで、数か月以上を要することもあり、社内決裁の観点から使い勝手が悪い場合がある。上場企業であれば、株主総会において説明をしなければならない点なども、訴訟手続を躊躇させる一因になっているのかもしれない。

以上のように、訴訟手続に伴う問題点を緩和しつつ、自らの知的財産権を行使し、ひいてはビジネスを有利に展開する機会を確保すべく、訴訟手続に代わる手続として、ADR・特許庁判定・知財調停（以下、総称して「ADR等」ということがある。）を検討することが考えられる。

本稿では、ADR等の実際上の運用実績、特徴、利点・欠点等を分析することにより、かかる訴訟外手続の積極的活用の可能性を検討するものである。

なお、本稿においては、基本的には、企業が主体となり、相手方である企業に対して、ADR等を起動することを想定している。もっとも、従業員が所属する法人に対して、職務発明に基づく対価を求める場合で、かつ当該従業員が今後も当該法人との雇用契約を維持したいと考えている場合、関係性維持を目的として、知財調停又は仲裁等のADRを用いることが散見され

るところである。

## 2. 概要 (ADR・特許庁判定・知財調停について)

ADR・特許庁判定・知財調停の詳細については後述するが、本章では、各手続の概要のみ簡単に紹介する。なお、センター判定については、特許庁判定と重複する部分があるため、ここでは説明を割愛する。

まず、ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略称であり、日本語では、裁判外紛争解決手続と訳される。かかる裁判外紛争解決手続は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第1条に定義があり、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。」と規定されている。

したがって、ADRの要素として、「公正な第三者」が必要となる。この「第三者」の所属する機関によって、「司法型」、「行政型」及び「民間型」等と区分される<sup>1)</sup>。すなわち、裁判所主導で行われるADRが司法型ADRであり、後述する知財調停がこれに該当する。他方、民間団体、本稿で該当するものは「日本知的財産仲裁センター」であるが、かかるセンターが主導する調停及び仲裁が、民間型ADRである。

ここで、調停と仲裁の違いについて簡単に説明すると、いずれも第三者の判断を仰ぐ点に変わりはないが、終局的な解決方法に違いがある。調停においては、調停をそもそも行うかどうか、また調停により合意を形成するかどうか、いずれについても当事者の任意に委ねられている。すなわち、調停の開始及び終結いずれの点でも当事者の合意が必要である点が特徴である。

他方、仲裁に関しては、当事者の仲裁合意（当事者が仲裁人の判断に拘束される旨の合意）がなければ開始しないという意味で、「開始」に当事者の任意性が認められている。もっとも、

「終結」に関しては、いったん当事者で仲裁人の判断に従う旨合意した以上、最終的になされる仲裁人の判断に拘束される。したがって、仲裁手続は、終局的な解決を内包しており、この意味においては、訴訟手続に類似する。

2つ目に特許庁判定とは、特許法第71条に根拠があり、特許庁審判便覧<sup>2)</sup>によれば、「特許庁が、請求に応じて、特許発明や登録実用新案の技術的範囲、登録意匠やこれに類似する意匠の範囲、商標権の効力の範囲…について、中立・公平な立場から公的な見解を表明する制度」と説明されている。特許庁という公的な「第三者」が介入するものの、特許発明等の技術的範囲の有無等に関して、特許庁が公的な見解を表明するものにすぎず、それ以上の法的な効力はない。すなわち、特許庁が仮に、ある被疑侵害品に関し、当該特許発明等の技術的範囲に属する、又は属しないという判断を表明したとしても、かかる表明に基づきどのように紛争を解決するか（あるいはしないか）については、あくまで当事者に委ねられており、終局的な紛争解決の手段ではない。いわば、紛争解決の補助的なツールである。

最後に、知財調停は、令和元年10月1日より運用を開始された、比較的新しい手続であって、前述した「司法型」ADRに位置付けられる。民事調停や家事調停については、従来より裁判所主導で運用されてきたが、特に知的財産権をめぐる紛争について、知財部の裁判官及び知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成された調停委員会の介入を得て、柔軟な紛争の解決を目指すものである。本稿では、特に、日本知的財産仲裁センターが運用する民間型調停手続との比較を試みる。

### 3. ADRについて

#### 3.1 調停

##### (1) 運用実績

日本知的財産仲裁センターの公表している事件統計によると<sup>3)</sup>、2019年の調停・仲裁事件数は、わずか合計6件である。ここから、同センターにおける調停・仲裁手続はあまり利用されていないことが分かる。

そして、年度は明らかでないが、調停と仲裁の割合は、調停が96%、仲裁が4%であり、圧倒的に調停の割合が多い。

そして、調停・仲裁における、各知的財産権ごとの割合は、特許権が47%、商標権が28%、意匠権が7%、著作権が8%、契約紛争が7%、不正競争防止法が3%となっており、特許権及び商標権に関するものが多い。

##### (2) 特徴（長所）

日本知的財産仲裁センターにおける調停の特徴は、大きく、①非公開、②迅速性、③柔軟性、④費用が比較的低廉であることに分けて考えることができる。

まず、①については、調停手続規則（以下、単に「規則」という。）第14条第1項に規定されているとおり、調停手続は一切が非公開とされている。したがって、紛争を抱えていること自体をいわばレピュテーションリスクと考え、公開したくないと考えている企業や、対象として営業秘密を扱う紛争に関しては、調停手続が適していることになる。

また、興味深い点として、規則第14条第2項によれば、調停手続において、他の当事者及び調停人から提出された主張等を、他の手続（訴訟手続や仲裁手続）において証拠として引用してはならないとされている。この規定の趣旨としては、調停手続における主張が後の証拠とし

て扱われる（例えば矛盾主張により信用性を減殺される）ことを防ぎ、調停手続における自由な議論を促進するものと考えられる。

②については、規則第15条第2項によれば、調停手続は、第1回期日から6月以内、3回以内の期日で終了することを目標とされている。あくまで努力目標であるものの、知的財産権関係民事事件の平均審理期間が令和2年では14.7か月であることを考えると<sup>4)</sup>、約半分以下であり、審理期間としては比較的短いといえることができる。

③については、ADRの大きなメリットと言えよう。訴訟においては、強制執行の観点から、請求の趣旨に記載できる事項はおのずと限定されており、知的財産権関係紛争においては、差止請求や損害賠償請求が主となる。他方で、調停手続においては、どのような内容の解決を志向するかについては一切制限がなく、全て当事者の任意に任せられている。例えば、全部又は一部の権利譲渡、ライセンス、設計変更など公序良俗に反しない限り、全くの自由である。

最後に、④については、調停は、申立手数料47,620円（税抜）、期日手数料47,620円（税抜）／1回、和解契約書作成手数料142,858円（税抜）とされている。かかる費用が「低廉」といえるか議論がありうるところであるが、訴訟手続であれば、印紙代が訴額によっては数百万円要する場合もある（損害賠償請求だけであれば一部請求という形で訴額を抑えることもできるが、差止請求が絡むとこれも難しい。）ことを考えれば、費用が低額（定額）という点は一つのメリットといえよう。

### (3) 短所

調停の短所としては、調停を申し立てる側からすると、非拘束性が大きい。

すなわち、前述したとおり、調停手続を相手方が受諾するか否かは一切の任意であり、仮に

受諾したとしても、最終的に解決に至るか否かも任意である。そうすると、せっかく調停を申し立てたとしても、何ら成果が得られずに、結局訴訟を提起せざるを得なかったという事態も容易に想定できるところである。

さらに、最終的に調停が成立したとしても、日本知的財産仲裁センターにおける調停はあくまで「民間型」の調停であるため、当事者間で締結される和解契約書には執行力が存しない。調停手続において締結される和解契約書を執行力あるものとするためには、公正証書化するなどの工夫が必要となる。

### (4) 今後の展望

利用実績がやや乏しい調停であるが、独自の活用方法としてはどのようなものが想定できるであろうか。

結局のところ、調停の利用を躊躇させている最大の理由は、非拘束性であると考えられる。前述のとおり、調停を申し立てたものの、何らの成果も得られないという場合には、企業としては、社内・社外双方から批判を浴びることは必至だからである。

したがって、当事者が、調停手続を利用したいと考える場合としては、一定の第三者の判断が示されれば、当該判断に従い、紛争を解決する旨を表明している場合と考えられる。すなわち、調停申立前において、当事者が調停による解決に、いわば「拘束性」を持たせている場合と言い換えることができる。もっとも、このように考えた場合、仲裁合意との違いはどこにあるのか、仲裁と調停をどのようにすみ分ければよいのかという問題は残る。

なお、後述のとおり、裁判所における知財調停という制度ができたことにより、今後は知財調停との使い分けという問題も生じる。知財調停との比較で、日本知的財産仲裁センターの調停手続を選択することの積極的意義は、費用の

問題や、特殊な案件において日本知的財産仲裁センターの調停手続であれば当事者側で調停人を選択できること、弁理士を代理人に立てられることなどに求められると考えられる。

### 3. 2 仲 裁

#### (1) 運用実績

『民事訴訟法』（有斐閣）<sup>5)</sup>では、調停と仲裁の運用実績をまとめて公表しているため、仲裁のみの実績は発見できなかった。

もっとも、日本弁護士連合会発行に係る「弁護士白書」2020年版によると<sup>6)</sup>、2019年の調停申立件数が6件であるのに対し、仲裁申立件数は0件となっている。前述したとおり、2019年における調停・仲裁の申立件数は合計6件であるから、日本知的財産仲裁センターの事件統計<sup>7)</sup>記載の件数と合致する。

また、『弁護士白書』<sup>8)</sup>によれば、2015年から仲裁の申立件数は0件が続いている。

以上のとおり、日本知的財産仲裁センターにおける仲裁申立てはほぼ利用されていない現状である。

#### (2) 特徴（長所）

仲裁手続における特徴（長所）は、調停と同様、①非公開、②迅速性、③柔軟性、④費用が比較的低廉であること、及び⑤終局性を挙げることができる。

①については、仲裁手続規則第4条に規定があり、②についても、調停と同様、仲裁手続規則第20条第2項において、第1回期日から6月以内、3回以内の期日で終了することを目標とされている。迅速性の観点からは、⑤の終局性により、上訴審がないことによっても担保される（訴訟の場合、相手方が控訴・上告を選択すれば、覆る余地がない案件でも確定まで1年程度はかかってしまう）。

③は、調停と同様であり、④については、申

立手数料10万円（税抜）、期日手数料10万円（税抜）／1回、仲裁判断書作成手数料20万円（税抜）／各当事者、和解が成立した場合には和解契約書作成手数料15万円（税抜）とされている。

最後に⑤については前述したところであるが、仲裁人の仲裁判断がなされた場合、これは終局的なものとして当事者を拘束し、かつ当事者はこれに対して不服を申し立てることができない。また、仲裁判断は確定判決と同一の効力を有し、仲裁判断に基づいて強制執行を申し立てることもできる。

また、訴訟手続（審決取消訴訟を除く）と異なり、弁理士の単独代理ができる点も長所として挙げられる。知的財産部を有する企業であれば、社内弁理士を抱えていることは多い。これに対し、インハウスのローヤーは増えているとはいえ、知的財産、とりわけ特許案件を扱ったことがある弁護士を社内弁護士として抱えている企業は少ないであろう。知的財産訴訟が少ないことの裏返しとして、これらを扱ういわゆる知財弁護士の数も少なく、知財弁護士に紛争案件を依頼するには多額のコストがかかる（またはそう信じ込まれている）、そもそも知財弁護士に対する伝手が無いなどの事情があり、コストをミニマムにするために社内弁理士を代理人として仲裁手続を行うことは、十分に考え得る。

#### (3) 短 所

前述したとおり、ほぼ運用実績がない仲裁手続であるが、仲裁は調停と異なり、申立てがなされた場合には終局的に解決がなされるため、調停でいうところの非拘束性は短所となり得ない。

そうすると、仲裁がそもそも利用されていない理由としては、実務家としての観点、特に仲裁を提案された側からすると、事件解決の予測が立ちにくい申立時において、仲裁人の判断に拘束されることを嫌うことに由来すると考えられる。すなわち、申立時においては、申立人又

は被申立人のいずれに有利な判断がなされるか不明であるにもかかわらず、仲裁人の結論に「従う」という判断が企業として取りづらいものと考えられる。訴訟手続であれば、被告としては、いわば強制的に「巻き込まれた」ものと社内的に説明して訴訟に参加できるが、先行きが不透明な仲裁手続及び仲裁人の結論に任意に身を任せるのは不安という、当事者の気持ちは理解できるところである。また、かかる不安は、仲裁人が裁判官ではない弁護士又は弁理士その他学識経験者から選任されることから、果たして公平な判断を行ってくれるのか（弁護士や弁理士の仲裁人は本業でどこかの企業から報酬を得て代理を行っているはずであり、バイアスの存在は否定できない。）、事件に即した緻密な判断をしてくれるのか（日本知的財産仲裁センターについていうと、仲裁案件の少なさゆえ、仲裁人が中立な立場からの判断に慣れているか）、という仲裁人の指揮能力に対する疑問が隠れていることも事実であろう。

#### (4) 今後の展望

以上を踏まえると、現状、賄賂などの問題がなく裁判所に対して一定の信用がある我が国において、あえて訴訟手続ではなく仲裁手続を選択するメリットは見出し難いと言わざるを得ない。担当者の立場からすれば、第三者が判断を下しその判断が法的拘束力を持つ手続の選択において、ほとんどの案件が訴訟で解決されているにもかかわらず、仲裁手続を積極的に推奨して不利な判断を下されれば、不服申立制度がないこともあいまって、社内で相当な批判を受けるとは想像に難くない。訴訟では第一審で敗訴的な心証開示がなされたとしても、控訴審が残っていることで、全面敗訴まで至らずに和解による解決がなされることが多いが、不服申立ができない仲裁ではこのような解決も難しい。

訴訟と比較したときの仲裁の特徴（長所）は、

仲裁人を各当事者が1名ずつ指名することができる点にあると考えられる（仲裁手続規則第7条）。勿論、仲裁人は当事者に対して公平でなければならないが（仲裁手続規則第3条第1項）、当事者としては、事件の性質等に応じて、より適した仲裁人を指名することができる。

例えば、特許権侵害紛争であれば、医療、IT、機械、生物等種々の分野が想定できるところであり、担当する仲裁人の得意分野もそれぞれ異なる。したがって、当事者としては、当該事件の性質に応じて、その分野に精通した仲裁人を指名することにより、事件をより精緻に処理することを期待できる。

もっとも、これは仲裁人の得意分野等が明らかになっていることが前提となっている。そのため、今後は、仲裁人の特徴等の情報について積極的に開示していくなど、日本知的財産仲裁センターの側で仲裁手続利用の便宜を図っていくことが重要と考えられる。

また、長所の面でも触れたが、双方が弁理士のみを代理人として交渉をしている場合や、社内弁理士同士で交渉をしている場合には、弁理士の単独代理ができる点を積極的に活用して、コストを抑えつつ仲裁によって終局的な判断を得て紛争を解決するという方法は、一考に値しよう。

### 3.3 センター判定（単独・双方）

#### (1) 運用実績

センター判定の具体的な申立件数等は、残念ながら明らかとなっていない。

センター判定には、被申立人に対して判定申立てがなされたことを通知する双方判定と、通知しない単独判定がある。前掲『民事訴訟法』<sup>9)</sup>によれば、単独判定の割合は97%、双方判定の割合は3%であり、圧倒的に単独判定の割合が大きいことが分かる。

また、センター判定には、対象物品又は方法

が、特許、実用新案、意匠又は商標の範囲に属するか否かを判断する「範囲判定」と、登録特許等に無効理由があるか否かを判断する「無効判定」がある。そして、範囲判定の割合が59%、無効判定の割合が41%である。

## (2) 特徴（長所）

センター判定とは、申立人が申し立てた「範囲判定」又は「無効判定」に対し、日本知的財産仲裁センターが具体的な判断を行う手続をいう。後述する、特許庁が実施する判定と区別するため、本稿では、「センター判定」という。

センター判定の特徴としては、①単独判定があること、②非公開、③迅速性、及び④費用が比較的低廉であることが考えられる。

①については、その他の手続にはないセンター判定の特徴といえる。すなわち、被疑侵害品（方法）を対象としつつも、被疑侵害者へ判定手続が起動したこと自体知らせることなく、申立人の一方的な主張・立証のみに基づいて範囲判定又は無効判定を求めることができる。

②については、センター判定手続規則第19条に規定があり、③については、同規則第12条において、センター判定は、単独判定においてはセンターが申立てを受理した日から3月以内、双方判定においてはセンターが答弁書を受理した日から4月以内に終了することを目標とするとの規定がある。

④については、単独判定と双方判定の場合と異なるが、申立手数料30万円（税抜）又は40万円（税抜）、期日手数料10万円（税抜）／1回等を要する。調停又は仲裁と比較したとき、やや高額といえよう。

## (3) 短所

センター判定は、紛争解決の一ツールではあるが、これにより終局的に紛争が解決するものではないため、他の手続（調停・仲裁・訴訟な

ど）と比較したとき、紛争解決への直接性という点で劣ることは否定できない。

もっとも、以上については、そもそもセンター判定に内在する制約であるから、短所というべきか難しいところである。

## (4) 今後の展望

そもそも、センター判定は、これにより当事者間で紛争を解決するものではなく、あくまで、判定の結果を、当事者間の今後の紛争解決に役立てるものである。

例えば、単独判定であれば、調停等の手続を起動する前段階の検討材料として活用することが考えられる。すなわち、「センター判定を行うことについて法務・知財部門に裁量があるが、訴訟提起は取締役会に判断を委ねなければならない」という社内ルールがある場合には、社内決裁のためのツールとして利用できるかもしれない。センターの単独判定であれば、非公開であり相手方にすら気づかれる可能性がないから、単独判定をすることの社会的な影響を気にする必要はなく、社内でどのレベルの裁量で単独判定を利用できるようにするか（部長決裁か、担当者判断で足りるかなど）は、単独判定に要するコストが社内的にどれくらい重いのかを考えれば足り、他の手続と比較して利用しやすいように内規を定めることも容易であると思われる。

また、リリース前の製品に関して、他社の権利を侵害していないか、判断を事前に仰ぐという、予防法務的な効果も期待できるところである。かかる秘密性は単独判定を検討する大きなメリットといえ、今後も活用が期待できる。

他方、双方判定としては、当事者双方が出席する手続であるため、調停、仲裁又は後述する特許庁判定と比較しても、積極的なメリットは見出しにくい。

## 4. 特許庁判定について

### 4.1 運用実績

特許行政年次報告書2021年版〈統計・資料編〉の8頁<sup>10)</sup>によれば、2020年における判定請求件数は、特許27件、実用新案0件、意匠6件、商標9件となっている。

以上の件数は調停・仲裁手続と比較して多いものの、令和2年における知的財産権関係民事事件の地裁第1審の新受件数が493件<sup>11)</sup>であることと比較すると、数としては少ないといえる。

### 4.2 特徴（長所）

特許庁判定の特徴は、センター判定とほぼ同一である。もっとも、特許庁においては、単独判定は存在しない。すなわち、その特徴は、①非公開、②迅速性（最短で3か月以内）、③安価な費用（1件当たり4万円、期日出廷料等なし）である。

1点補足するとすれば、特許庁判定においては職権主義が妥当するため、審判官は、当事者が提出した証拠に限らず、あらゆる証拠を職権により調査して判断することができる。これが請求人に有利か不利かは難しいところであるが、特徴として挙げることができる。

### 4.3 短所

特許庁判定の結論に拘束性がない点は、センター判定と同一である。したがって、特許庁判定の短所は、センター判定で述べたところと一致する。

また、訴訟や知財調停と比較した場合のメリットとしては、特許庁の手続であり、弁理士が単独で代理できる点が挙げられる。

なお、日本知的財産仲裁センターが運用するセンター判定と異なり、特許庁における判定では、無効理由の判断はなされない。無効理由の

有無について特許庁に判断を仰ぎたい場合には、無効審判を請求することになる。そもそも無効論について審理がなされないという点は、被告側の立場からすれば「判定の結果に従うことはできない」と主張する大きな根拠となり、この点は紛争解決手段の利用されやすさという観点からすれば短所と言わざるを得ない。

### 4.4 今後の展望

前述した、センター判定において、双方判定があまり利用されていないこと理由は、特許庁判定にもそのまま当てはまる。あえて、調停・仲裁又は訴訟ではなく、判定を求める実益が大きくないというところである。

調停においても触れたが、拘束性がない判定を最大限利用するのであれば、当事者間において、事前に判定結果に従うという明示的又は黙示的合意があり、かつ費用を費やして解決すべきではない事案において、安価かつ早期の紛争解決手段として判定を利用する余地は残されている。

特許庁判定を紛争解決の終局的な手段として積極活用するのであれば、判定によって侵害と認められた場合、認められなかった場合の2パターン、和解内容を予め両当事者の合意の上で作成した上で、どちらの和解内容になるかは判定に従うとする契約書を作成することが考えられる。あくまで侵害論のみ、無効論については検討しないという前提ではあるが、このような契約ができるのであれば、訴訟の場合と比較して遥かに早く結論を得られ、特許庁判定を利用するメリットが存在する。そのためには、双方が判定の結果に従うという合意を導く必要がある。調停手続や訴訟手続では、調停人や裁判所が間に入って和解に向けた橋渡しをすることがあるが、判定手続ではこの点は期待できないため、ある程度友好的な関係性が前提となろう。



## 5. 知財調停について

### 5.1 運用実績

知財調停に関する具体的な運用実績は現時点では明らかになっていない。

なお、当初から知財調停を申し立てるのみならず、訴訟の途中から、「付調停」というかたちで知財調停に移行する可能性もあり得る。

### 5.2 特徴（長所）

知財調停の特徴は、①非公開、②迅速性及び③柔軟性、④専門裁判官による判断が挙げられる。

①及び③については、既に日本知的財産仲裁センターの調停で述べたところと変わりはない。②については、知財調停手続は、原則として第3回調停期日までに終結することを目指しており、事案にもよるが、申立てからおおよそ6か月以内で終了する見込みである。

知財調停におけるもっとも大きな特徴は④であろう。紛争解決の最終的な判断権者である裁判官が、調停手続にも関与して判断するということは、事件の方向性を見通すにあたって非常に有益である。また、知財調停においては、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の知財部の裁判官が担当するため、専門職業裁判官により、他の知財事件も踏まえた、相場観のある判断を仰ぐことができる。

なお、もし調停が不成立となった場合には、申立当事者としては訴訟を提起することが考えられるが、その場合には、申立手数料の引継ぎが可能であるので、コストを抑えることができる。また、当該訴訟手続については、調停手続における自由な議論を確保する観点から、調停手続を担当した担当部とは別の部が訴訟手続を担当することになる。

### 5.3 短所

当事者間において、調停手続に付すことの合意、具体的には管轄合意書の提出が必須である。知財調停に付すことの合意がなければそもそも手続を起動できないため、これを短所ということもできる。もっとも、これが申立時において提出されていることが必須というわけではなく、申立後に追完することも認められているため、まずは知財調停を申し立てて、相手方の出方を窺うという方策も取り得る。

また、知財調停は既存の民事調停法の中で事実上の運用として行われている手続であるため、特定侵害訴訟代理付記のような制度が存在しない。弁理士が手続に関与するためには、民事調停規則8条2項に基づく調停委員会の許可が必要となる。

### 5.4 今後の展望—日本知的財産仲裁センターの調停と比較して

知財調停に関しては、新しく始まった制度であり、今後どのように利用されていくか注視する必要があるが、同じく「調停」手続である日本知的財産仲裁センターの調停との比較を試みたい。

運用機関が異なるという点だが、当事者の紛争解決の期待度に大きな影響を与えていることは間違いないと思われる。つまり、紛争の終局的判断権者である裁判官により示される心証開示は、後の裁判においても影響を与える可能性が高いというのは、素直な感覚であろう。そうすると、知財調停は、日本知的財産仲裁センターの調停よりも心理的な「拘束力」が一段上と考えることもできる（勿論、知財調停委員会の示した結論に従う法的義務はない）。

他方で、上記の裏返しであるが、裁判所での最終判断を見通すとすると、知財調停においては、当事者の主張や議論はおのずと硬直的なも

のとなり、自由な議論が一定程度制約されるといふ影響も考えられる。また、裁判所はやはり証拠主義であるので、立証手段が限られる事案では、裁判所において当事者の意向を踏まえた柔軟な判断がなされるのかという懸念は残る。

以上を考えると、知財調停と日本知的財産仲裁センターの調停に関して、その使用を分けるのは、事件の性質であると考えられる。すなわち、例えば、発明者性やライセンス交渉等、証拠に基づくシビアな法的判断というよりも、当事者間の関係性回復に重きを置いた紛争の場合には日本知的財産仲裁センターの調停が適しているであろう。他方で、両当事者がある程度の証拠を有しており、かつ裁判所の判断がされる限り、それに従って紛争解決を図る意思があるような場合には知財調停が適していると考えられる。いずれにせよ、申立代理人には、事件の性質をよく理解してもらい、いずれの手續が申立人の意向を十分に反映できるかを検討してもらうべきである。

## 6. おわりに

本稿においては、我が国における訴訟以外の紛争解決手續、その利用方法について検討をした。残念ながら、現状においてあまり利用されていないが故に、利用を躊躇する企業が多いのかもしれない。しかし、特許庁や日本知的財産仲裁センターの手續は、弁理士単独で代理ができ、出願案件で依頼をする特許事務所の弁理士や社内弁理士などの現在企業が有する人的リソースのみで対応できる点において、裁判所における手續より利用がしやすい側面はある。

また、日本知的財産仲裁センターの単独判定のような手續は、裁判所では代替不能であり、

大企業において社内手續を進めるためにもっと活用されてもおかしくない手續である。

知的財産権はその価値が数字として明確なわけではなく、具体的な紛争案件が生じてこそ知的財産権に注目が集まるという側面は、筆者らが紛争案件を取り扱う際に痛感するところである。

特許権を取得しても、権利行使せずに泣き寝入りをしては、知財に関わらない部署から「結局特許なんて取っても意味がない。お金がかかるだけ。」と思われ、知的財産権の軽視に拍車がかかるだけである。

コストがかかりすぎる、勝負がどちらに転ぶか分からない、経験がない、といった理由で諦めることなく、本稿において検討した観点から最適な紛争解決手續を選択し、紛争を適切に解決していただければ幸いである。

## 注 記

- 1) 三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷，民事訴訟法（第3版），p4（2018）有斐閣
- 2) 特許庁審判便覧（第19版）の58-00の1頁
- 3) <https://www.ip-adr.gr.jp/outline/case-statistics/>
- 4) [https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2021/j\\_zenkokutisai.pdf](https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2021/j_zenkokutisai.pdf)
- 5) 前掲注1)
- 6) <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2020/5-10-3.pdf>
- 7) 前掲注3)
- 8) 前掲注6)
- 9) 前掲注1)
- 10) <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/index.html>
- 11) 前掲注4)

(URL参照日は全て2021年12月28日)

(原稿受領日 2021年12月6日)